

「新成長戦略工程表に基づく主要な成果」
(2011年6月時点)

参考資料集

2011年6月24日
国家戦略室

【目次】

項目名	担当部署	ページ数
1. 環境・エネルギー大国(グリーン・イノベーション)戦略		
全量買取方式の固定価格買取制度の導入	資源エネルギー庁	1
「森林法」の改正等	林野庁	2
森林管理・環境保全直接支払制度の開始	林野庁	3
2. 健康大国(ライフ・イノベーション)戦略		
「医療滞在ビザ」	外務省、法務省	4
先進医療の評価手続き等の運用改善	厚生労働省	5
高齢者が安心できる住まいの確保に向けた制度改正	国土交通省、厚生労働省	6
3. アジア戦略		
パッケージ型インフラ海外展開の推進	内閣官房副長官補室	7
「不正競争防止法の一部を改正する法律」の概要	経済産業省	8
「特許法等の一部を改正する法律」の概要	経済産業省	9
国際標準化戦略の推進	知的財産戦略推進事務局	10
クールジャパン戦略の推進	知的財産戦略推進事務局	11
EPA・FTA	内閣官房副長官補室	12
オープンスカイ、羽田の24時間国際拠点空港化等	国土交通省	13
国際コンテナ・バルク戦略港湾の選定、港湾法改正	国土交通省	14
4. 観光立国・地域活性化戦略		
中国人個人観光査証の発給要件緩和等	外務省、観光庁	15
総合特区制度の創設	地域活性化統合事務局	16
PFI制度の拡充	内閣府	17
都市再生特別措置法の改正	国土交通省	18
農山漁村の6次産業化	農林水産省	19
5. 科学・技術・情報通信立国		
リーディング大学院の構築	文部科学省	20
科学研究費補助金の一部基金化	文部科学省	21
「光の道」構想の推進	総務省	22
6. 雇用・人材戦略		
「求職者支援制度」の創設等	厚生労働省	23
初等中等教育教職員体制の計画的な見直しの検討	文部科学省	24
待機児童解消	内閣府	25
「新しい公共」を支える寄付税制の拡充等	内閣府	26
7. 新金融立国戦略		
資本市場及び金融業の基盤強化(金融商品取引法等の改正)	金融庁	27
企業統合規制の見直し	公正取引委員会	28
「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律	経済産業省	29

全量買取方式の固定価格買取制度の導入

- 2012年度を目途に制度を導入するための関連法案を国会に提出（2011年4月）

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案」の概要

- 再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気について、国が定める一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付ける。
- 買取に要した費用に充てるため各電気事業者がそれぞれの需要家に対して使用電力量に比例した賦課金（サーチャージ）の支払を請求することを認めるとともに、地域間でサーチャージの負担に不均衡が生じないよう必要な措置を講ずる。
- 公布の日から起算して1年以内に施行する。

等

法案の措置内容の詳細

1. 買取対象

- 太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスを用いて発電された電気。

※ 風力については、小型の風力発電を含む。

※ 水力については、3万kW未満の中小水力を対象とする。

※ バイオマスについては、紙パルプ等他の既存産業に影響がないものを対象とする。

- 発電設備について、適正に再生可能エネルギー源を用いて発電を行う設備であること等の点を経済産業大臣が認定。

2. 買取義務の内容

- 一般電気事業者等が、買取義務（買取に必要な接続・契約の締結に応じる義務）を負う。

- 買取期間・価格については、それぞれ以下の点を勘案して、経済産業大臣が定める。

買取期間：再生可能エネルギーの発電設備が設置されてから設備の更新が必要になるまでの標準的な期間

買取価格：再生可能エネルギーの発電設備を設置し電気を供給する場合に通常必要となる発電コスト

※なお、制度開始時点においては、以下の買取価格と買取期間を定めることを想定している。

	太陽光発電以外	太陽光発電	
		住宅用	左記以外の事業所用、発電事業用等
買取価格	15~20円/kWhの範囲内で定める	当初は高い買取価格を設定。太陽光発電システムの価格低下に応じて、徐々に低減させる。	
買取期間	15~20年の範囲内で定める	10年	15~20年の範囲内で定める

3. 買取費用の負担方法

- 買取に要した費用に充てるため各電気事業者がそれぞれの需要家に対し、使用電力量に比例したサーチャージの支払を請求することを認める。

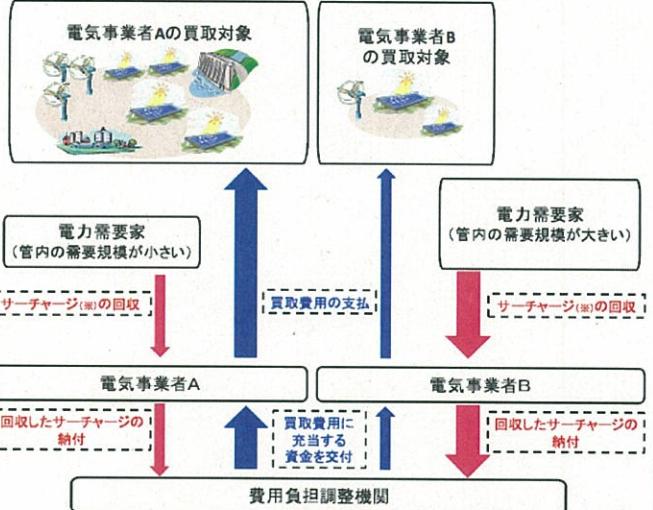
- 地域間でサーチャージ単価が同額となるよう、サーチャージ単価は国が定めるとともに、各電気事業者の買取費用の負担の不均衡を解消するため、国が指定する費用負担調整機関を通じて調整を実施する。

4. その他

○ 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法）は廃止する。ただし、廃止に伴い既存発電設備の運転に影響が出ないよう、必要な経過措置を講ずる。

○ 少なくとも3年ごとに、再生可能エネルギーの導入量、サーチャージの負担の与える影響（特に電力多消費産業への影響）等を勘案し、制度の見直しを行うとともに、2020年度を目指して廃止を含めた見直しを行う。

▼本法案の基本的なスキーム



※ サーチャージ単価については、電気事業者によらず、全国均一。

【1. 環境・エネルギー大国（グリーン・イノベーション）戦略】

「森林法」の改正等

- 施業の集約化、路網の計画的な整備等を促進するため、自ら森林経営を行う者が策定する森林経営計画の創設、適正な施業の確保のための措置等を規定した改正森林法が成立（2011年4月）。

改正森林法の概要

- #### ○所有者が不明の場合を含む適正な森林施業の確保

－路網等の設置のために必要な他人の土地について、土地所有者等が不明の場合でも使用権の設定を可能にするため、意見聴取の機会を設ける旨を公示すること等により、手續を進められるよう措置。

—森林所有者が、早急に間伐が必要な森林（要間伐森林）の間伐を行わない場合に、所有者が不明であっても、行政の裁定により施業代行者が間伐を行うことができるようするなど制度を拡充。

- #### ○無届伐採が行われた場合の行政命令の新設

無届による伐採について、森林所有者のいかんを問わず、災害発生等の防止に必要な伐採後の造林を行わせるための命令を、新たに発出できるよう措置。

- ## ○森林計画制度の見直し

森林所有者等が作成する現行の森林施業計画を森林経営計画に改め、

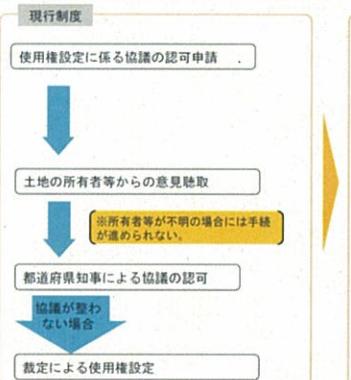
-集約化を前提に、路網の整備等を含めた実効性のある計画とする

—森林所有者のほか、その委託を受けて長期・継続的に森林経営を行う者（森林組合等）が計画を作成。

等

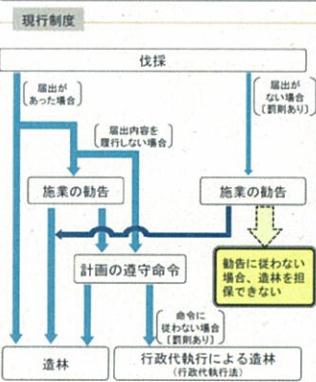
- #### ○ 森林施業のため他人の土地を継続使用する制度の見直しについて

改正の内容： 土地の所有者を確知できない場合にも意見聴取手続を進められることとし、作業路網の円滑な整備を可能とする



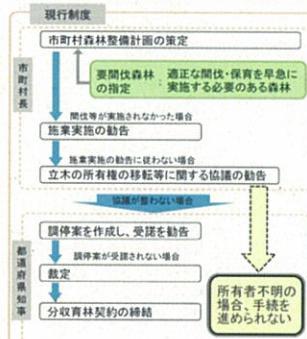
- ## ○ 造林に関する行政命令について

改正の内容：無届化投票に対する选材に関する掛置金を新設し、代振後の適切な选材を確保する



- ## ○ 要間伐森林制度の見直しについて

改正の内容：適正な間伐等を早急に実施する必要がある森林（要間伐森林）について森林所有者への通知を行うこととするほか、所有者が不明の場合も含め、施業代行者による間伐を行いややすくする



- ## ○ 東林施業計画の見直しについて

改正の内容：計画作成主体を森林所有者又は森林経営の受託者とするほか、計画事項として「森林の保護に関する事項」を追加オプションに。新たに路線の整備状況等を規定する項目を追加する。



- 改正後

```

graph TD
    A[通常な間伐・保育を早急に実施する必要のある森林について、要間伐森林である旨の通知] --> B[間伐等が実施されなかった場合]
    B --> C[施業実施の勧告]
    C --> D[施業実施の勧告に従わない場合]
    D --> E[立木の所有権の移転等に関する協議の勧告]
    E --> F[協議が堅りない場合]
    F --> G[譲付作業を成し、受諾を勧告]
    G --> H[譲付は受諾されない場合]
    H --> I[裁定*(右の契約の場合は、申請主主体として、広く民間主体を追加)]
    I --> J[追加]
    J --> K[分取育林契約・の締結]
    K --> L[立木(間伐)の所有権の移転及び土地の使用権の設定に関する契約の締結]
    L --> M[所有者不明の場合]
  
```

※ 一定の公告期間を経て、間伐木に係る所有権及び土地の使用権を設定



森林管理・環境保全直接支払制度の開始

- 2011年度から、森林を集約化し路網整備をしつつ計画的な施業を一体的に行う者を直接支援する「森林管理・環境保全直接支払制度」を開始

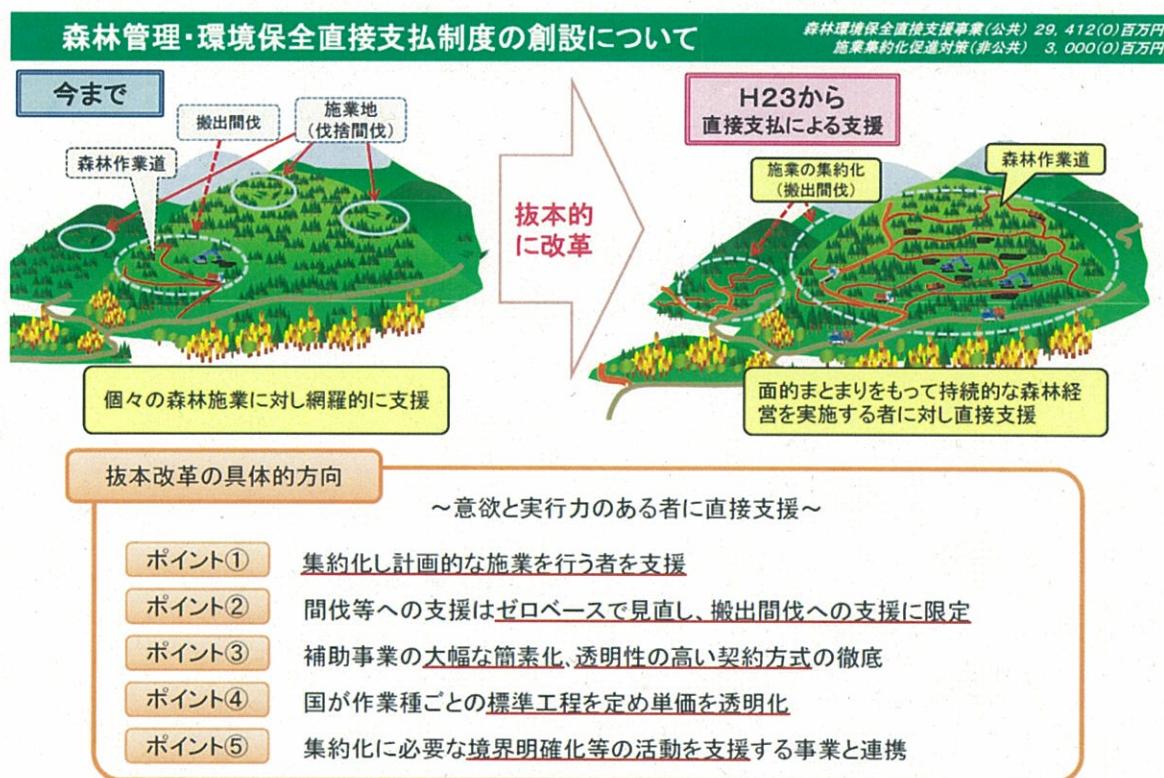
「森林管理・環境保全直接支払制度」の概要

○間伐等への直接支援

面的にまとまって計画的に行う搬出間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の開設を支援。また、簡素で分かりやすい補助体系に改善するとともに、施業種毎に統一的な作業工程を国が設定して支援。

○施業集約化促進対策

上記「間伐等への直接支援」の集約化施業の取組に必要となる森林情報の収集、森林の現況調査、境界確認、施業提案書の作成・森林所有者の合意形成等の活動を支援。また、間伐実施の基盤となる既設の作業路網について行う、排水処理を始めとする簡易な改良活動も支援（交付単価（国費）：森林経営計画作成促進 4,000 円/ha、施業集約化の促進 24,000 円/ha 等、作業路網の改良活動 2,500 円/ha）。



「医療滞在ビザ」

- 外国人患者及びその付添人について、医療目的に特化した「医療滞在ビザ」の運用を開始し、長期滞在可能な在留資格を付与（2011年1月）

「医療滞在ビザ」の概要

日本の医療機関の指示による全ての行為について、これを受けることを目的として訪日する外国人患者・受診者等及び同伴者に対し発給される。最大6ヶ月間の日本滞在が可能となり（注）、特に1回の滞在期間が90日間以内の場合は必要に応じて最大3年の有効期間内であれば何回でも来日することができる。

（注）滞在期間6ヶ月のビザが発給されるのは、入院して医療を受けるため滞在期間が90日を超える場合。

「特定活動告示」の一部改正等の内容

- 外国人患者本人と付添人の在留資格の整備（特定活動告示の改正）

在留資格「特定活動」に係る法務省告示に、我が国の病院等に入院して医療を受けるため長期間我が国に滞在する外国人患者とその付添人に関する規定を新設し、これらの者が在留資格「特定活動」により入国・在留ができるることを明確化。在留期間は原則として「6月」。

（注） 短期間の医療を目的とする外国人については、これまでと同様、在留資格「短期滞在」による入国となり、短期・長期いずれの場合も在留資格が明確になる。

- 在留資格認定証明書の申請代理人の規定の整備（入管法施行規則の改正等）

在留資格「特定活動」で入国する際に事前に取得する「在留資格認定証明書」の申請手続を、外国人患者本人や付添人に代わって、在日親族や入院する病院等の職員が行うことを可能化

改正前

我が国で医療を受ける目的に特化した査証（ビザ）ではなく、短期間我が国に滞在するための査証（「短期査証」）・在留資格（「短期滞在」）で入国・在留

今回の措置実施後の手続きの流れ

短期間の検診・治療等の場合

入院して長期間医療を受ける場合

在留資格認定証明書を取得

医療目的に特化した「医療滞在ビザ」を発給

日本国内における手続き

海外(本国)における手続き

これまでと同様に在留資格「短期滞在」で入国

今回整備する在留資格「特定活動」（医療滞在）で入国

先進医療の評価手続き等の運用改善

- 必要な患者に世界標準の医薬品・医療機器を迅速に提供するため、選定された医療機関における先進医療の評価・確認手続き等の運用改善の具体的な内容を決定

先進医療評価・確認手続き等の運用改善の概要

○医療上の必要性の高い抗がん剤に関する先進医療の実施

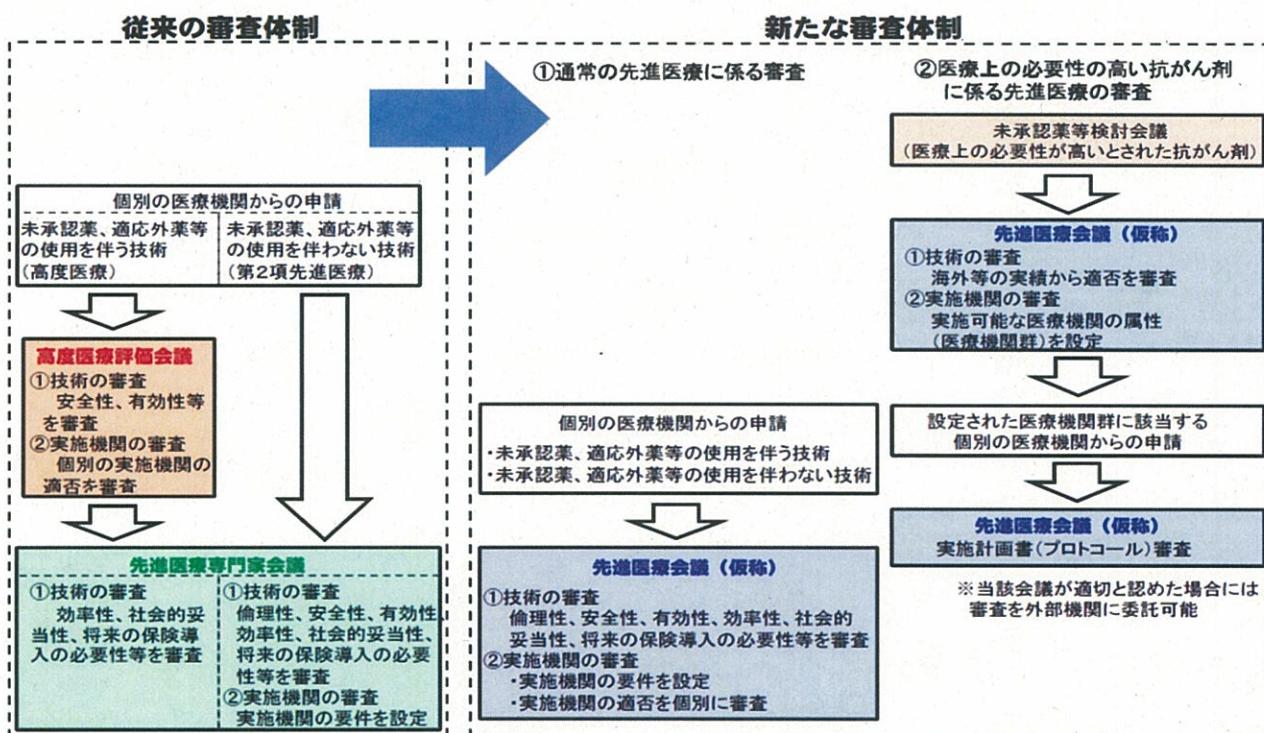
- －「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」において、医療上の必要性が高いとされた抗がん剤であって、海外の実績等から一定の安全性等が確認されているものについては、開発企業の公募中等、長期間治験が見込まれない場合に、これに係る技術を先進医療の対象に加える
- －実施医療機関において、当該先進医療のデータの質を確保することにより、薬事承認の一定の効率化を図る 等

○先進医療の申請に必要な国内での数例の実績の効率化について

- －先進医療の対象技術の申請においては、国内において数例の実績があることが求められているが、これを満たさない場合であっても、申請された個々の技術や医療機関の特性に応じて、先進医療の実施を認める 等

○現行の先進医療専門家会議及び高度医療評価会議における審査の整理について

- －現行の先進医療専門家会議及び高度医療評価会議における審査の効率化、重点化を図ること等を目的として、両会議における審査を一つの会議において行うこととする 等



※ 新たな会議は、医療技術に関し専門的学識を有する者、保険診療に精通した者、臨床試験、生物統計に精通した者、医療経済学的な評価に精通した者、法律学の専門家等により構成する。

高齢者が安心できる住まいの確保に向けた制度改正

- サービス付き高齢者向け住宅制度の創設等を内容とする高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律が成立（2011年4月）

改正高齢者住まい法の概要

- 高齢化が急速に進む中で、高齢の単身者や夫婦のみの世帯が増加しており、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する住宅を確保することが極めて重要である一方、サービス付きの住宅の供給は、欧米各国に比べて立ち後れているのが現状。
- このため、高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の都道府県知事への登録制度を厚生労働省・国土交通省の共管理制度として創設。

<登録制度の概要>

○登録基準

《住宅》 床面積（原則 25 m²以上）、便所、洗面設備等の設置、バリアフリー

《サービス》 サービスを提供すること。（少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供）

《契約》 高齢者の居住の安定が図られた契約であること

前払家賃等の返還ルール及び保全措置が講じられていること

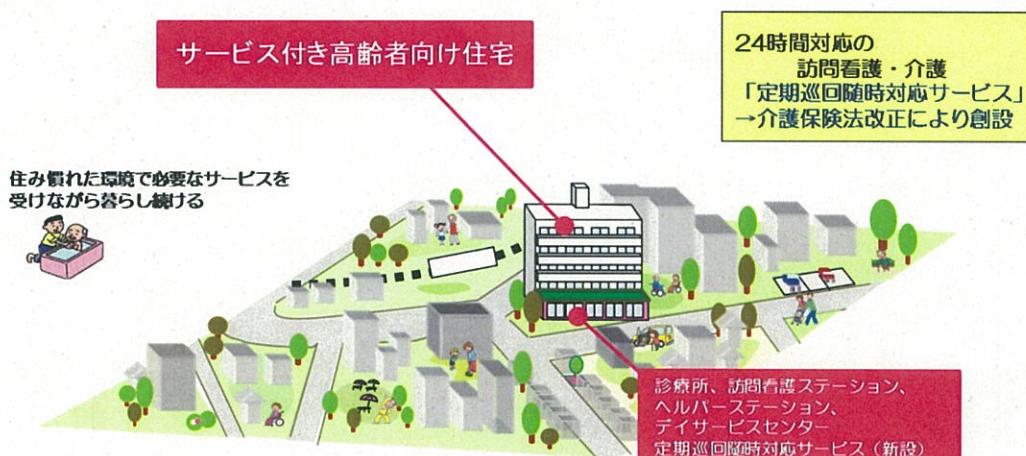
○事業者の義務

- ・入居契約に係る措置（提供するサービス等の登録事項の情報開示、入居者に対する契約前の説明）
- ・誇大広告の禁止

○指導監督

- ・住宅管理やサービスに関する行政の指導監督（報告徴収・立入検査・指示等）

* 補助・融資・税による支援を実施し、民間による供給を促進。



パッケージ型インフラ海外展開の推進

- 在外公館においてインフラプロジェクト専門官を指名し、海外情報収集体制を強化。
 - 国際協力銀行（JBIC）法の制定（2011年5月）、日本貿易保険（NEXI）による現地通貨対応強化、国際協力機構（JICA）の海外投融資再開等により、関係政府機関のファイナンス面での機能を強化。

概要

○司令塔としてパッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合を設置

- ・これまで計8回開催し、分野別・国別アプローチ、横断的・構造的问题等について議論。
 - ・機動的に各省幹事会を開催。

○海外情報収集体制の強化

- ・インフラプロジェクト専門官を在外公館に指名（49カ国56公館）し、外務本省・在外公館・関係府省庁との緊密な情報共有体制を構築することで、海外の情報収集体制を強化するとともに、政府一体となってインフラプロジェクトの海外展開を図る事業者を支援する体制を整備。

○受注支援の推進

- ・大型案件で我が国への波及効果が高い、あるいは今後の類似案件への波及効果が見込まれる等の観点を総合的・戦略的に勘案し、重要なプロジェクトを支援し、トップセールスを推進。

○関係政府機関のファイナンス面での機能を強化

- ・ JBIC 法の制定による機能強化（先進国向け輸出金融等）及び分離・独立。
 - ・ NEXI による貿易保険の強化（現地通貨対応強化等）
 - ・ JICA の海外投融資再開 等

⇒ 具体的な成果（例）

- ベトナムにおいて、我が国が原子力発電所建設の協力パートナーに選定（6月に協力継続を日越間で確認）。
 - 英国高速鉄道案件において、我が国企業を中心とするグループとの契約交渉が再開。
 - インドネシアの高効率石炭火力発電案件において、我が国企業を中心とするグループが優先交渉権を獲得。

内閣官房副長官補室

「不正競争防止法の一部を改正する法律」の概要

- 営業秘密の保護強化に関する不正競争防止法の改正法が成立（2011年5月）。
- アクセスコントロール回避規制の強化に関する関税法の改正法（2011年3月）、不正競争防止法の改正法（同5月）が成立。

概要

○ 営業秘密の内容を保護するための刑事訴訟手続の整備

- ・裁判所は、被害者等の申し出に応じて、営業秘密の内容を公開の法廷で明らかにしない旨の決定（秘匿決定）をすることができるものとする。
- ・裁判所は、秘匿決定をした場合には、営業秘密の内容を特定させることとなる事項につき、呼称等の決定を行うことができるものとする。
- ・裁判所は、秘匿決定をした場合において、一定の要件が認められるときは、公判期日外において証人等の尋問に係る手続または被告人質問を行う手続を行うことができるものとする。

○ アクセスコントロール回避装置に対する規制強化

- ・アクセスコントロール回避機能以外の機能を有していても、実質的にそれを回避するために用いられている場合を新たに規制対象に追加する。
- ・アクセスコントロールを回避する装置の提供行為について、刑事罰を導入する。

営業秘密の内容を保護するための刑事訴訟手続の整備



裁判官等が「この化学反応はX°Cで生じる」と言い換え



傍聴人なしで証人尋問等を実施

アクセスコントロール回避装置に対する規制強化

● アクセスコントロールの例 (ゲーム機)



(c)2008 Nintendo

正規ソフト以外の可動を制限する信号を解除。



(c)2006 Nintendo

正規品：
可動する



違法品：
本来可動しない

「特許法等の一部を改正する法律」の概要

- 料金減免制度の拡充を含む特許料金や通常実施権の登録対抗制度の見直し等に関する特許法の改正法が成立（2011年5月）。

概要

○ライセンス契約の保護の強化（当然対抗制度の導入）

事業の安定性を確保するため、企業が社外の技術を活用するために必要なライセンス契約の保護を強化する（参考1）。

○ユーザの利便性の向上

料金制度の中小企業に対する減免制度の適用期間を延長する等、知的財産制度のユーザの利便性向上を図る（参考2）。

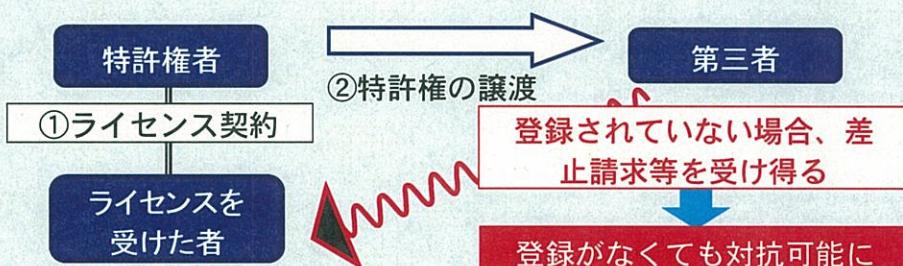
○共同研究・共同開発の成果の適切な保護

企業や大学等で一般化している共同研究・共同開発の成果の適切な保護のため、本来の発明者等が特許権を返還請求できる制度を導入する。

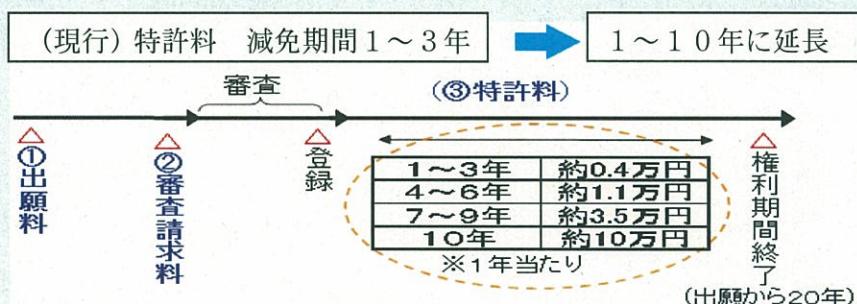
○紛争の迅速・効率的な解決のための審判制度の見直し

知的財産を巡る紛争のコストを低減するため、審判制度の見直しを行い、紛争の迅速・効率的な解決を図る。

参考1) 当然対抗制度の導入



参考2) 中小企業に対する減免制度の拡充



国際標準化戦略の推進

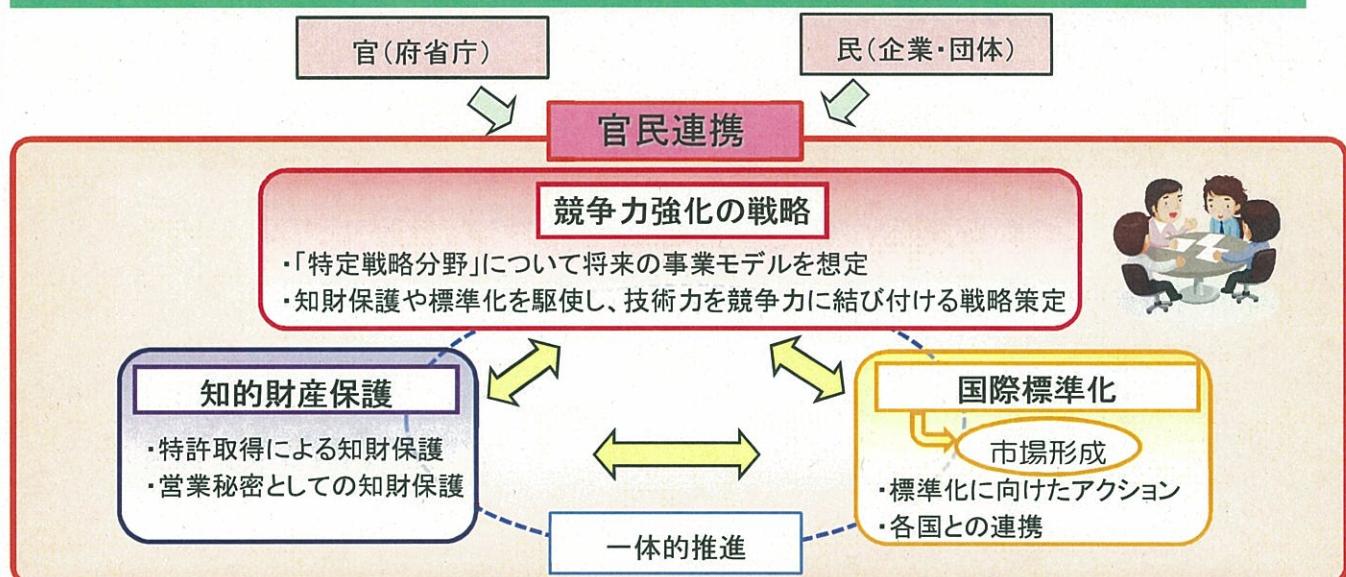
- 知的財産戦略本部において国際標準活用のためのロードマップ策定を含む国際標準化戦略を取りまとめ（2011年3月。5月に更新）、当該戦略に従って競争力強化に向けた取組を実施。

◆「知的財産推進計画2010」における国際標準化戦略策定の指示

- 新成長戦略と連動し、「国際標準化特定戦略分野」の国際競争力を向上させるため、戦略的に国際標準を活用する。
- このための戦略をオール・ジャパンで2010年度に策定。

【国際標準化戦略の策定】

国際標準化特定戦略分野において、国際標準化戦略をオール・ジャパンで策定・実施



【国際標準化特定戦略分野（7分野）】

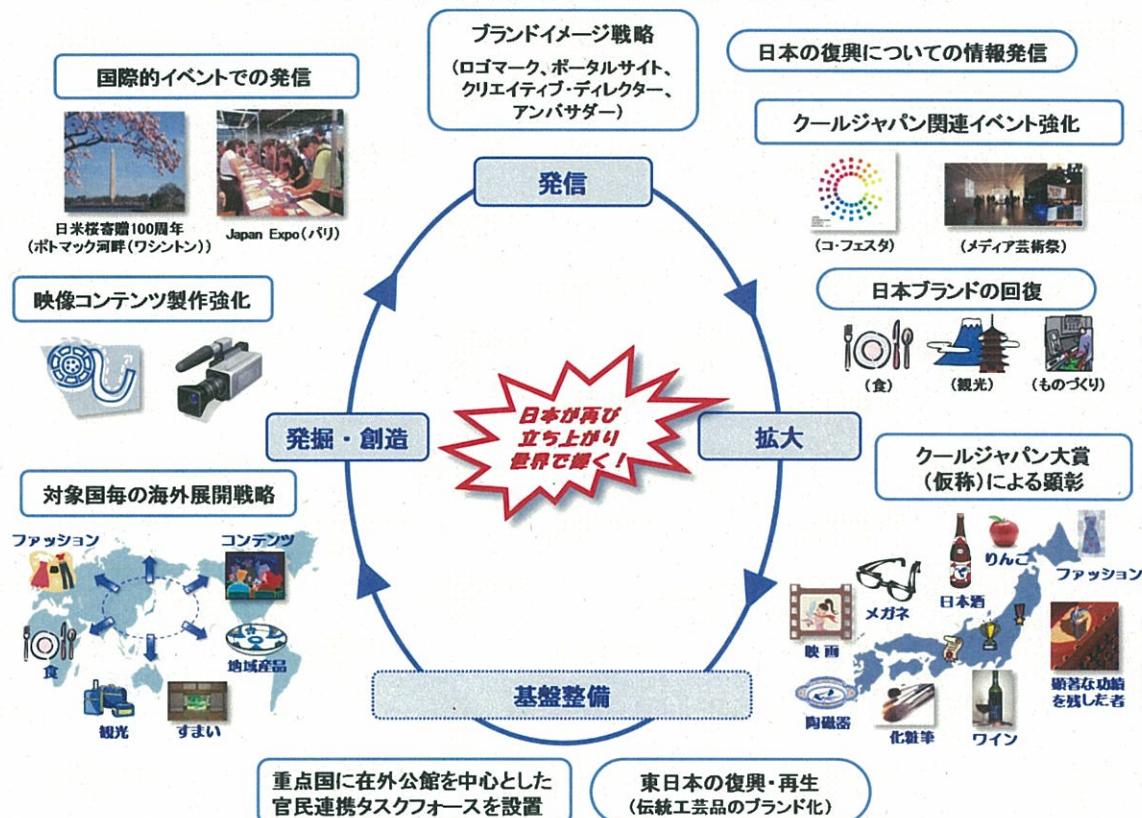
今後、世界的な成長が期待され、我が国が優れた技術を有する産業分野を選定

1	先端医療(iPS、先端医療機器)	【責任府省】内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省
2	水	【責任府省】厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省
3	次世代自動車	【責任府省】経済産業省、国土交通省
4	鉄道	【責任府省】経済産業省、国土交通省
5	エネルギー・マネジメント(スマートグリッド、燃料電池、LED、蓄電池)	【責任府省】総務省、経済産業省
6	コンテンツ・メディア(クラウド、3D、デジタルサイネージ、次世代ブラウザ)	【責任府省】総務省、経済産業省
7	ロボット	【責任府省】厚生労働省、経済産業省

クールジャパン戦略の推進

- 知的財産戦略本部においてアクションプランを取りまとめ（2011年3月。同年5月東日本大震災を踏まえ改定。）、クールジャパンを推進。
- コンテンツの保護強化について、2010年10月東京会合においてACTA（模倣した物品の取引の防止に関する協定（仮称））を大筋合意。ACTAは、署名のために解放（2011年5月）。
- アクセスコントロール回避規制の強化に関する関税法の改正法（2011年3月）、不正競争防止法の改正法（同5月）が成立。

クールジャパン推進に関するアクションプラン



東日本大震災を踏まえたクールジャパン関連施策

○ 直ちに着手する施策

日本ブランドの回復

- ・日本食・観光に関するイメージの回復
(正確な情報発信、風評被害の防止、検査体制の整備、検査費用の支援)
- ・ものづくり支援(中小企業の支援)



○ 今後の復興に向けた施策

日本の復興についての情報発信

- ・日本の復興キャンペーンの実施
(ロゴマーク、ポータルサイト)
- ・国内外イベントを通じた発信強化
- ・様々な機会・手段を活用した発信
(「文化交流使」、「クリエイティブ・ディレクター」や「アンバサダー」による発信)

東日本の復興・再生

- ・伝統工芸品のブランド化
(世界の有名ブランドやデザイナーが支援)
- ・地域の魅力・文化・産業を活かしたまちづくり
(アーティスト・イン・レジデンス、クリエイティブ拠点の整備)
- ・観光イベントへの支援



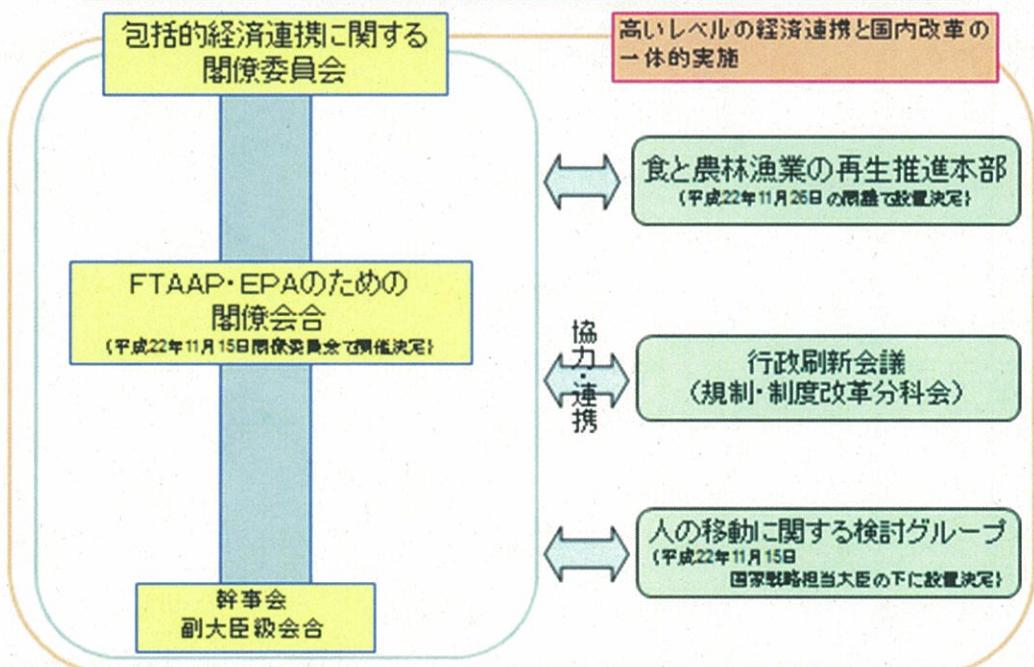
EPA・FTA

- 2010年11月に「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定、高いレベルの経済連携と国内改革の推進を明示。
- EPA交渉開始・進展に向けた取り組みを着実に実施。

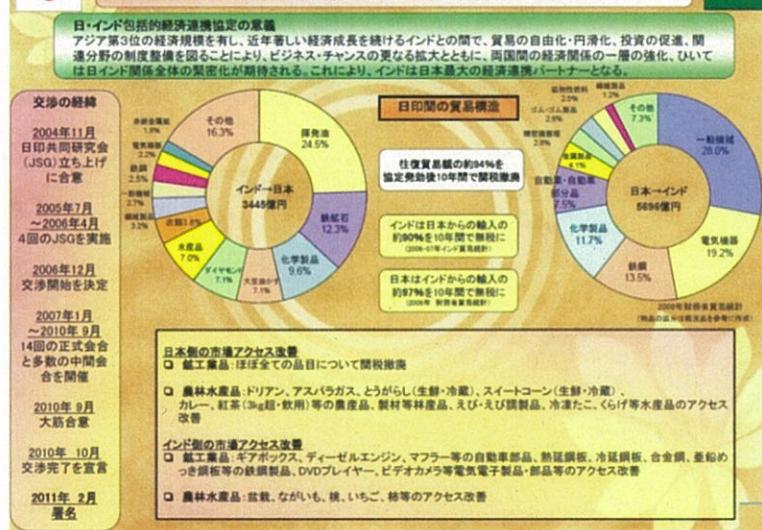
取り組みの概要

- 日印EPAに署名（2011年2月）
- カナダとの共同研究を開始（同3月）
- モンゴルとの共同研究を終了（同3月）
- 日ペルーEPAに署名（同5月）
- 日中韓FTAに関し産官学共同研究を2011年内に終了させるべく加速することで合意（同5月）
- 日EU・EPAに関し交渉のためのプロセス（スコーピング作業）を開始することで合意（同5月）

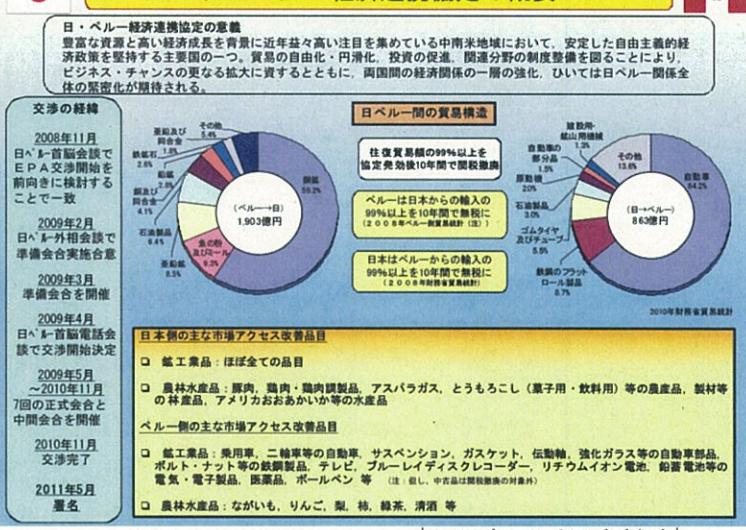
「包括的経済連携に関する基本方針」決定後の推進体制



日・インド包括的経済連携協定の概要



日・ペルー経済連携協定の概要



オープンスカイ、羽田の24時間国際拠点空港化等

- 首都圏空港（羽田・成田）の容量拡大を進めつつ、戦略的に首都圏空港を含むオープンスカイを実現するため、米国に引き続き、東アジア・ASEAN各国を最優先に航空交渉を推進（米国とオープンスカイ実施、韓国、シンガポール、マレーシア、香港、ベトナムと合意）
- 国際チャーター便について、貨物のフォワーダー・チャーター及び第三国チャーターの運航を容易化し、旅客の個札販売（航空券のバラ売り）比率の制限を緩和（2010年10月）
- 国際航空運賃に係る規制について、上限認可制に移行（2010年10月）
- 関西国際空港、大阪国際空港の経営統合及び民間事業者への運営権の譲渡に係る法案が成立（2011年5月）

オープンスカイの推進により想定される効果と具体的事例

○効果

- LCCをはじめとする新規参入・増便が促進され、我が国を中心とした国際航空ネットワークが充実することにより、ヒト・モノ・カネの流れが増加。これを通じ、我が国の持続的な成長に寄与。
- 航空企業間の競争を通じた運賃低下等サービス面の向上に期待
- 航空企業が需要に応じて運賃設定やチャーター便の運航を柔軟に行うことが可能。

○具体的な事例

- 平成22年12月の韓国とのオープンスカイ合意後、韓国のLCC2社が、2011年夏期より成田路線に参入（エアプサン 成田=釜山（6/23～）、イースター航空 成田=仁川（7/1～））。
- 米国とのオープンスカイ実施により、ハワイアン航空が日本に初就航（羽田=ホノルル）したほか、ワンワールド（日本航空+アメリカン航空）及びスターアライアンス（全日空+ユナイテッド航空+コンチネンタル航空）が独占禁止法適用除外（ATI）の認可を取得し、平成23年4月よりそれぞれ共同事業を展開。

羽田空港の24時間国際拠点空港化等

- 2010年10月に、羽田空港の4本目の滑走路となるD滑走路及び国際線旅客ターミナルがオープンし、32年ぶりに本格的な国際定期便が就航。
- 2011年6月に、今後の首都圏の国際航空需要に対応するため、国際線旅客ターミナル等の拡張計画の内容を公表。



D滑走路及び国際線地区オープン（2010年10月21日）

「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」の概要

1. 関空・伊丹の基本方針

- 国土交通大臣は、関空・伊丹の一体的かつ効率的な運営（設置・管理）を行うための基本方針を定めるものとする。

2. 新関西国際空港株式会社の設立等

- 関空・伊丹の一体的な運営を行う新関西国際空港株式会社を設立する。
- 政府は、常時、新関西国際空港株式会社の発行済株式の総数を保有する。
- 新関西国際空港株式会社の事業の範囲として、以下の事項を定める。

- ・関空・伊丹の空港及び航空保安施設の設置・管理
- ・関空・伊丹の空港ビル等の建設・管理
- ・伊丹の環境対策 等

3. 関空土地保有会社の指定

- 関空の空港用地については、国土交通大臣が指定する関空土地保有会社が保有し、新関西国際空港株式会社に貸し付けることとする。
- 関空の空港用地の新関西国際空港株式会社への貸付料等については、国土交通大臣が認可することとする。

4. その他

(1) 協議会

- 関空・伊丹の一体的かつ効率的な運営を実施するため に必要な協議を行なうための協議会について定める。（1.の基本方針策定時に は、協議会の意見を聴かなければならないこととする。）

- 協議会は、新関西国際空港株式会社が主宰する。メンバーは、関空 土地保有会社、伊丹の空港ビル事業者及び新関西国際空港株式会 社が必要と認める者（国、関係地方自治体、経済界等の関係者） とする。

(2) PFI法の特例

- 改正PFI法において創設予定のコンセッション一般制度を関 空・伊丹に活用するために必要な措置等を定める。

国際コンテナ・バルク戦略港湾の選定、港湾法改正

- 国際コンテナ戦略港湾として、阪神港及び京浜港を選定（2010年8月）。国際バルク戦略港湾として、鹿島港、木更津港等、計10港を選定（2011年5月）。
- 港湾の民間経営を可能とする港湾法改正法が成立（2011年3月）。

港湾法改正法の概要

○港湾の種類（港格）の見直し

我が国港湾の国際競争力強化のため、国際コンテナ戦略港湾を港湾法上の港格として新たに「国際戦略港湾」と位置付けるとともに、特定重要港湾の名称を「国際拠点港湾」に改める。

○直轄港湾工事の国費負担率の引き上げ及び対象施設の拡充

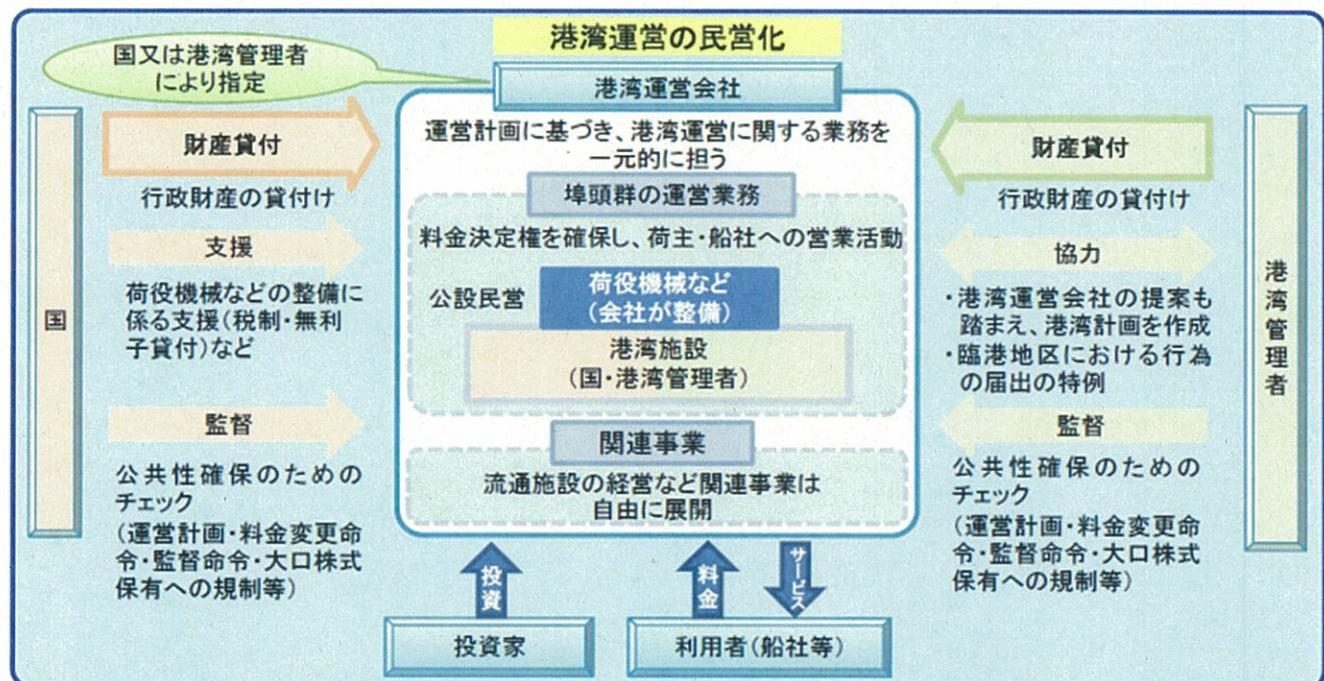
国際戦略港湾における高規格コンテナターミナルの係留施設（水深16m以上の耐震強化岸壁）について直轄港湾工事の国費負担率を7/10とするこれに附帯するコンテナヤードを直轄港湾工事の対象施設に新たに追加する。（国費負担率は2/3）

○港湾運営会社制度の創設

港湾運営会社制度を創設し、国際戦略港湾及び国際拠点港湾に導入する。

○港湾運営会社に対する無利子貸付制度の創設

現在、公社等に限定されている無利子貸付金の貸付対象を国際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾運営会社に拡大する。



中国人個人観光査証の発給要件緩和等

- 中国人個人観光査証の発給要件緩和（2010年7月から）
- 沖縄を訪問する中国人観光客に対し、数次ビザの発給（2011年7月から）

概要

○中国人個人観光査証の発給要件緩和

- ・発給要件を「十分な経済力を有する者」から「一定の職業上の地位及び経済力を有する者」に緩和
- ・申請受付公館を3公館から7公館（中国本土における全公館）に拡大
- ・取扱旅行会社を48社から290社に拡大

○沖縄を訪問する中国人個人観光客に対する数次ビザ

- ・沖縄を訪問する中国人個人観光客で、十分な経済力を有する者とその家族に対して発給（観光数次ビザは我が国として初めて導入）
- ・3年間の有効期間内であれば何回でも訪日可能。1回の滞在期間は90日（従来の個人観光ビザは15日）
- ・中国本土における全在外公館（7公館）において、現在中国人の訪日個人観光を扱っている全ての中国側旅行会社を通じ代理申請が可能

ビジット・ジャパン事業による訪日客の増加

国土交通省
観光庁

(万人)



外務省領事局外国人課、観光庁国際交流推進課

総合特区制度の創設

- 「国際戦略総合特区」・「地域活性化総合特区」の創設等を内容とする総合特別区域法が成立（2011年6月）

総合特別区域法の概要

○制度の目的

- ・国際競争力の強化、地域の活性化のための包括的かつ先駆的なチャレンジに対し、規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置などにより総合的に支援するもの。
- ・産業の国際競争力強化のための「国際戦略総合特区」と、地域の活性化のための「地域活性化総合特区」の2つのパターンを用意

○総合特区の指定

- ・地方公共団体からの指定申請を踏まえ、指定基準に適合するものについて、国際戦略総合特区又は地域活性化総合特区として指定。
- ・指定申請に際しては、地方公共団体、民間実施主体等により構成される「地域協議会」を組織。
- ・地方公共団体等は、指定申請と併せ、規制の特例措置等に関する提案を実施。
- ・指定に際しては国と地域で課題解決の方向性を「国際競争力強化方針」「地域活性化方針」として共有。

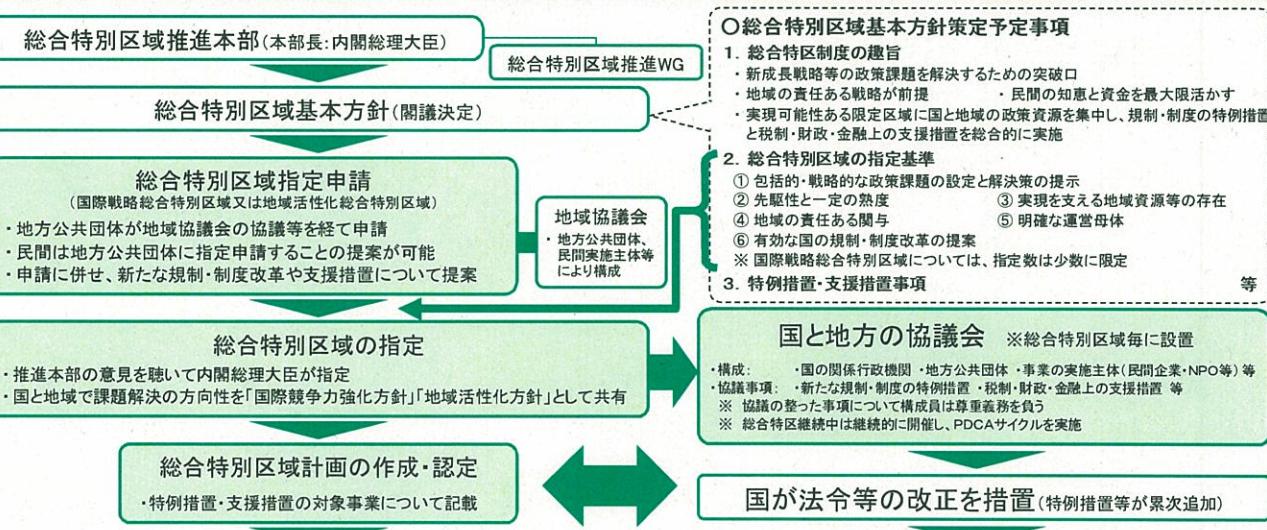
○「国と地方の協議会」の設置

- ・指定された総合特区ごとに、地方公共団体、国の関係省庁等で構成される「国と地方の協議会」を設置。
- ・「国と地方の協議会」においては、地域よりの提案を踏まえた規制の特例措置等について協議。
- ・関係府省は、協議の結果を受け、新たな規制の特例措置等を整備。

○総合特区計画の作成・認定

- ・規制の特例措置等の活用のために地方公共団体は総合特区計画を策定し、認定申請。
- ・内閣府は、関係府省の同意等の手続を経て当該計画を認定。
- ・認定後、規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置等を活用した事業が可能に。

総合特別区域法のスキーム



○特例措置・支援措置

※以下は制度創設に当たり、予め措置するものであり、法施行後、地域の提案を受けて累次追加。	
(1)規制・制度の特例	①個別法・政省令等の特例 (例)建築基準法の特例、通訳案内士法の特例等
(2)税制上の特例	①国際戦略総合特区: 国際競争力ある産業拠点整備のための法人税の軽減
(3)財政上の支援	②地域活性化総合特区: 地域戦略を担う事業者に対する個人出資に係る所得控除
(4)金融上の支援	・総合特区に関する計画の実施を支援するため、各府省庁の予算制度を重点的に活用
	・総合特区推進調整費により、なお不足する部分を機動的に補完(H23年度予算: 151億円)
	・総合特区に関する計画に係る事業を実施する者が、金融機関から必要な資金を借り入れる場合に、総合特区支援利子補給金を支給(H23年度予算: 1.5億円)

※予算額は平成23年度予算計上額

PFI制度の拡充

○公共施設等運営権に係る制度の創設等を内容とするPFI法改正法が成立（2011年5月）

※PFI…民間の活力を公共施設の整備・管理等に活かし、低成本で質の高い行政サービスを可能とするための手法（Private（民間の）Finance（資金が）Initiative（主導する）方式

法案の必要性

新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）

- ・PFI事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上（従来の事業規模の2倍以上）の拡大を目指す。
- ・その実現のため、コンセッション方式の導入等、PFI制度の拡充を2010年度に実施。

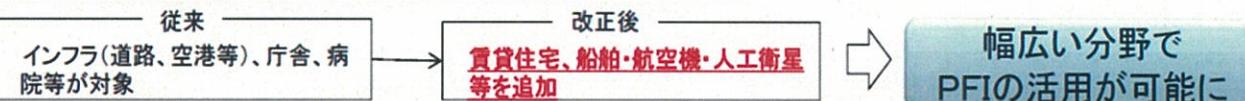
○国・地方ともに厳しい財政状況の中で、公共サービスは従来以上に民間を含め様々な担い手により効率的に供給される必要。

○その一環として、社会資本の整備・更新においても、民間の資金や創意工夫を最大限活用することが必要。

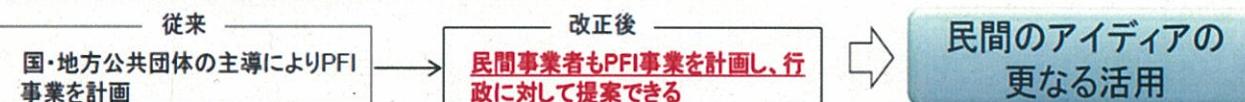
○あわせて、民間の事業機会を創出することによって我が国の成長に寄与。

法案の概要

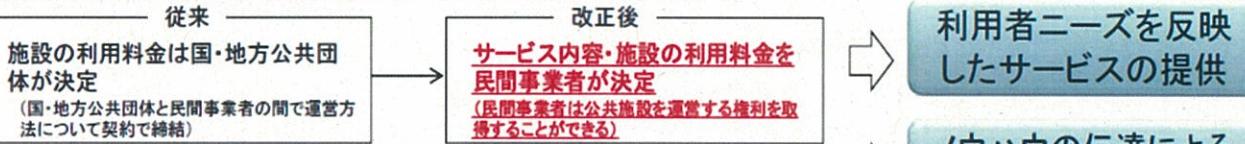
①PFIの対象施設の拡大



②民間事業者による提案制度の導入



③コンセッション方式の導入



④民間事業者への公務員の派遣等についての配慮

⑤民間資金等活用事業推進会議の創設(会長:内閣総理大臣)

→ 政務主導の推進体制の整備

都市再生特別措置法の改正

- 特定都市再生緊急整備地域制度の創設等を内容とする都市再生特別措置法改正法が成立
(2011年4月)

背景

都市の国際競争力の強化

- 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)
成長の足がかりとなる、投資効果の高い大都市圏の空港、港湾、道路等の真に必要なインフラの重点投資と魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指す必要がある。
- 民間都市開発プロジェクトを強力に推進し、都市の国際競争力を強化

都市の魅力の向上

- 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)
官だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」を支援する。
- まちづくりへの民間主体の参画を促し、都市の魅力を向上

概要

民間都市開発プロジェクトの大臣認定の申請期限の延長

- 民間都市開発プロジェクトの大臣認定の申請期限を平成29年3月31日まで延長
* 大臣認定を受けた優良な民間都市開発プロジェクトについて、税制支援、金融支援を実施

民間都市開発プロジェクトに対する金融支援

- 大臣認定を受けた優良な民間都市開発プロジェクトについて、新たな金融支援を実施（支援のための資金調達に対する政府保証を法律で規定）（平成23年度予算：600億円）

特定都市再生緊急整備地域の指定

大都市の国際競争力強化の観点から政令で指定

官民連携による整備計画

- ・国・地方・民間の三者による官民協議会が作成(PPP)
- ・事業の内容、実施主体、実施期間等を明記
- * 都市拠点インフラ（国際空港へのアクセス改善等）の整備に係る予算支援の創設（平成23年度予算 事業：44億円、調査：2億円）

整備計画に基づく特例

- 民間都市開発プロジェクトの許認可等の手続をワンストップ化
- 民間都市開発プロジェクトの実施に必要な都市計画決定の迅速化
- 下水の未利用エネルギーを民間利用するための規制緩和

民間都市開発プロジェクトの認定の迅速化

- 大臣認定の処理期間を短縮（3ヶ月→45日）

道路の上空利用のための規制緩和

- 都市再生特別地区において、道路の上空等を利用した建築物の建築を可能に

* 大臣認定を受けた優良な民間都市開発プロジェクトについて
思い切った税制支援を実施

にぎわい・交流の創出のための道路占用許可の特例

- 都市再生整備計画*の区域内においてオープンカフェ、広告板等の占用許可基準を緩和

道路空間の有効利用によるまちのにぎわい・交流の場の創出
特例のイメージ：オープンカフェ



[* 都市再生整備計画：市町村が作成するまちづくりのための計画]

にぎわい・交流の創出のための民間協定制度の創設

- まちのにぎわい・交流の場を創出する広場等について、居住環境の向上にも資するよう、地域住民が自主的な管理



- ・まちづくり団体も参加し、ノウハウを提供
- ・国・自治体が必要なサポートを実施

特例のイメージ：広場での住民参加のイベントの開催

都市再生整備推進法人*制度の拡充

- 指定対象にまちづくり会社を追加
- 都市再生整備計画の提案権を付与

* 都市再生整備推進法人
まちづくりに関する豊富な情報やノウハウを活用して、まちづくり活動を行なう特定非営利活動法人、一般社団・財団法人について、市町村長が指定（現行）

官民連携を通じて都市の国際競争力の強化と魅力の向上を図り、都市の再生を推進

農山漁村の6次産業化

- 六次産業化法（2010年12月成立）に基づき、2011年5月より総合化事業計画等の認定を開始するとともに、6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する支援を実施

総合化事業計画等の概要

○総合化事業計画（農林水産大臣が認定）

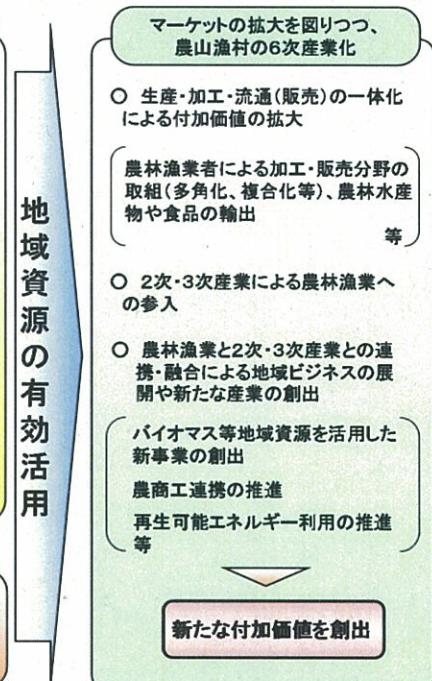
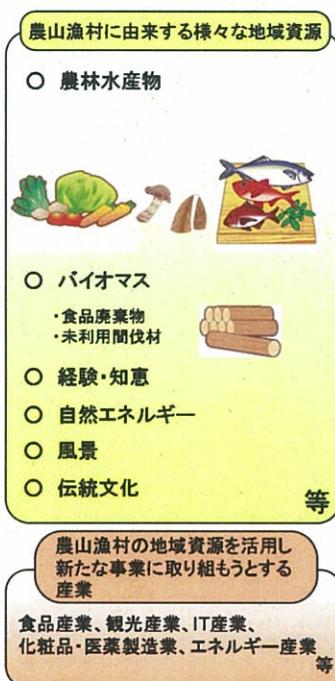
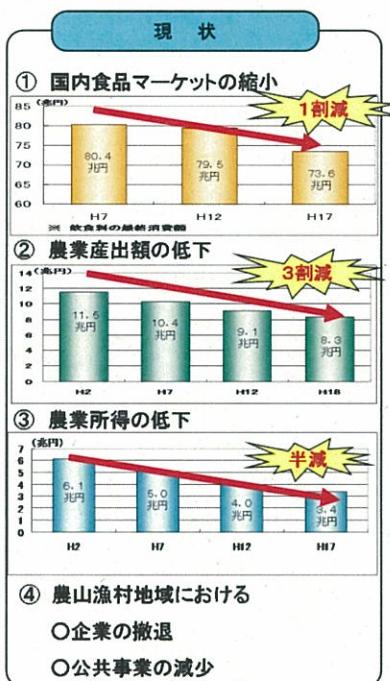
- ・農林漁業者等が、農林水産物及び副産物（バイオマス等）の生産及びその加工又は販売を一體的に行う事業活動に関する計画
- ・農林漁業者等の取組に協力する民間事業者（促進事業者）も支援対象

○研究開発・成果利用事業計画（農林水産大臣及び事業所管大臣が認定）

- ・民間事業者等が上記の事業活動に資する研究開発及びその成果の利用を行う事業活動に関する計画

農山漁村の6次産業化の考え方

- 雇用と所得を確保し、若者や子供も集落に定住できる社会を構築するため、農林漁業生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業の創出を促進するなど、農山漁村の6次産業化を推進。



雇用の確保と所得の向上による
農山漁村地域の再生・活性化

「リーディング大学院」の構築

- 「リーディング大学院」のビジョン及び具体的事業スキームを決定。「リーディング大学院」の構築を支援する「博士課程教育リーディングプログラム」については、審査・評価のための委員会を（独）日本学術振興会に設置し、公募を開始。（2011年6月）

「博士課程教育リーディングプログラム」の目的

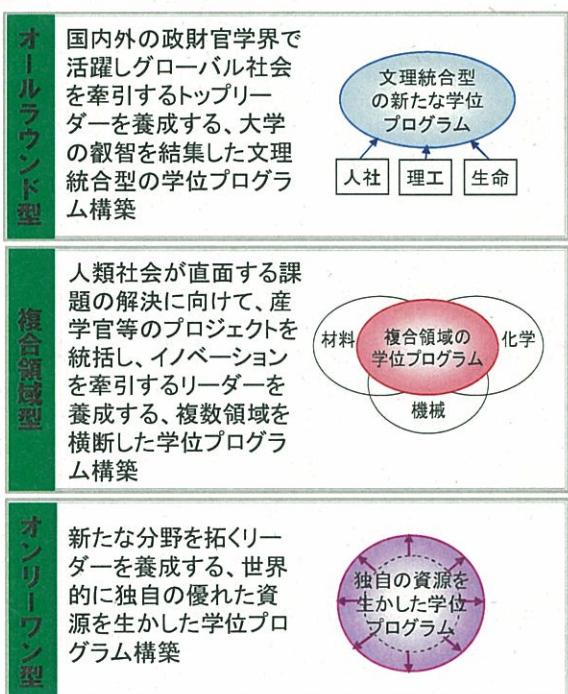
優秀な学生を、専門分野の枠を超えて俯瞰力と独創力を備え、広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くため、次のような大学院教育の抜本的改革を支援し、最高学府に相応しい大学院の形成を推進

- 明確な人材養成像を設定。博士課程前期・後期一貫した世界に通用する質の保証された学位プログラムを構築
- 国内外の多様なセクターから第一級の教員・学生を結集した密接な指導体制による独創的な教育研究を実施
- 世界に先駆け解決すべき人類社会の課題に基づき、産・学・官がプログラムの企画段階から参画。国際性、実践性を備えた研究訓練を行う教育プログラムを実施

⇒ 修了者のキャリアパス、博士が各界各層で活躍していく好循環を確立

- 平成23年度予算額：39億円
- 養成すべき人材像、取り組むテーマが明確な、博士課程の学位プログラムを構築しようとする構想を、「オールラウンド型（オールラウンドリーダー養成）」、「複合領域型（複合領域リーダー養成）」、「オンリーワン型（オンリーワンリーダー養成）」の類型で最大7年間支援

【3つの支援類型】



【類型と選定計画】

※平成24年度以降については、予算状況等に伴う変更が有り得る。

類型・テーマ	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1. オールラウンド型	2件程度	2~4件程度	2~4件程度
2. 複合領域型			
社会構築可能な持続可能な構築			
環境	4件程度	4件程度	
生命健康	4件程度	4件程度	
安全安心	2件程度	2件程度	
社会構築の基盤			
物質		3件程度	3件程度
情報		3件程度	3件程度
多文化共生社会		3件程度	3件程度
横断的テーマ	若干数	若干数	若干数
3. オンリーワン型	5件程度	5件程度	5件程度

科学研究費補助金の一部基金化

- 科学研究費補助金の一部を基金化し、複数年度に渡る研究費の使用を可能とする日本学術振興会改正法が成立（2011年4月）

「日本学術振興会改正法」の概要

○背景

多くの研究者から「年度にとらわれずに研究の進展に合わせて研究費を使用することができる制度の実現」に対する要望あり。

○法改正による措置

国から振興会に複数年度分の資金を一括して補助することができるよう、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」）に基金を創設。

○法改正により実現可能となる項目

研究の進展に応じて変化する研究計画に対応し、振興会は、適時、必要な研究費を研究者に交付。することにより、研究者は、複数年にわたる研究期間内の必要な時期に研究費を使用することが可能となり、与えられた研究費を最も効果的に用いて研究を行うことが可能に。

【研究助成改善のイメージ】

	1年目	2年目	3年目	4年目
予定額	100万円	100万円	100万円	100万円
実際に必要となった研究費	130万円	70万円	80万円	120万円

↓

前倒し請求
が可能

繰越しに関する
手続不要

研究の進展に合わせた
研究費の柔軟な執行によ
る、研究活動の活性化

「予算の使い切り」がなく
なるなど、予算のより効
果的・効率的な活用

従来と比べ、
研究者はより研究に
専念することができる

※基金の業務については透明性を確保するため、毎年度、国会報告を行う。

「光の道」構想の推進

- 「光の道」構想（2015年頃を目途にすべての世帯でブロードバンドサービス利用）の実現に向けて、未整備地域における基盤整備の推進及び競争政策の推進のため、電気通信事業法等関連法の改正法が成立（2011年5月）

電気通信事業法等の改正法の概要

○ 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律

- － 光ファイバの利用を促進するため、本法による整備促進措置の対象である高度通信施設について、デジタル方式による動画像を送信する役務の提供が可能な電気通信設備（高度な通信教育、遠隔医療等に用いられる設備）を追加 等

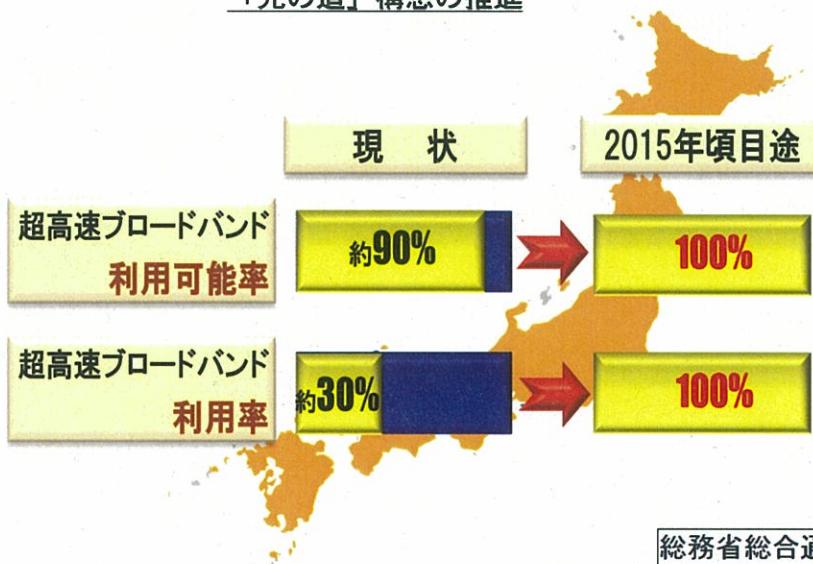
○ 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律

- － 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者による反競争的行為（接続情報の目的外利用等）を実効的に抑制し、適正な競争関係を確保するため、当該電気通信事業者に対し業務委託先子会社の適切な監督、接続業務に関して知り得た情報を適正に管理するための体制の整備を義務付け
- － 電気通信事業者間の競争を促進するため、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が地域電気通信業務を営むために保有する設備等を活用して行う電気通信業務（県をまたがるIP通信サービス等）等に係る現行の認可制を事前届出制に緩和 等

○ 電波法の一部を改正する法律

- － 特定基地局（携帯電話基地局）を新規に開設しようとする者が、既存無線局の周波数変更に要する費用を負担することによって早期にサービスを開始することができるよう、当該費用の負担に関する事項を開設指針の規定事項及び開設計画の記載事項に追加 等

「光の道」構想の推進



総務省総合通信基盤局事業政策課

「求職者支援制度」の創設等

- 「雇用戦略・基本方針 2011」（2010年12月雇用戦略対話合意）に基づき、新卒者等雇用対策、基金を活用した雇用創出、雇用調整助成金を活用した雇用維持対策等をはじめとする関係諸施策を推進。
- 雇用保険を受給できない求職者に、職業訓練と訓練期間中の生活支援を行う「求職者支援制度」を創設するための「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」が成立（2011年5月）。2011年10月より制度を開始する予定。

「雇用戦略・基本方針 2011」（2010年12月雇用戦略対話合意）より抜粋

2011年度における主要政策

◎雇用を「つなぐ」、「創る」、「守る」の3本柱による政策を展開する。

(1) 雇用を「つなぐ」

新卒者等雇用対策の推進、トランポリン型セーフティネットの確立 等

(2) 雇用を「創る」

「日本国内投資促進プログラム」の推進、基金を活用した成長分野の雇用創出 等

(3) 雇用を「守る」

雇用調整助成金の活用、労働保険特別会計による事業、中小企業への支援 等

「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」の概要

特定求職者（雇用保険の失業等給付を受給できない求職者であって、職業訓練その他の就職支援を行う必要があると認める者）に対し、職業訓練の実施、職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給その他の就職に関する支援措置を講ずることにより、特定求職者の就職を促進し、もって、その職業及び生活の安定に資することを目的とする。

1. 職業訓練の認定

- ・ 厚生労働大臣は、特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めた計画（「職業訓練実施計画」）を策定。
- ・ 厚生労働大臣は、就職に必要な技能等を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること等の基準に適合する職業訓練を認定（「認定職業訓練」）。
- ・ 認定職業訓練を行う者に対して、これが円滑かつ効果的に行われるよう助成することができる。
- ・ 認定に関する業務は、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせる。

2. 職業訓練受講給付金の支給

- ・ 特定求職者が認定職業訓練等の受講を容易にするため、公共職業安定所長の指示を受けてこれを受講する場合に職業訓練受講給付金を支給することができる。
- ・ 支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める。

3. 就職支援の実施

- ・ 公共職業安定所長は、就職支援計画を作成し、特定求職者に対して、その就職を容易にするため、職業指導・職業紹介や認定職業訓練の受講等就職支援の措置を受けることを指示。
- ・ 指示を受けた特定求職者は、その指示に従うとともに、速やかに就職できるように自ら努める。

4. その他

- ・ 認定職業訓練を行う者に対する助成及び職業訓練受講給付金の支給は、雇用保険法による新事業（就職支援法事業）として行う。
- ・ 立入検査、差押え・公課等の禁止、立入検査拒否等に対する罰則等の規定を設ける。

施行期日：平成23年10月1日（一部の規定については、公布の日から施行）

初等中等教育教職員体制の計画的な見直しの検討

- 小学校1年生の学級編制の標準を35人に引き下げる等の事項を主な内容とする義務標準法改正法が成立（2011年4月）

義務標準法改正の概要

○35人以下学級の推進

- ・小学校1年生の学級編制の国標準を現行の40人から35人に引き下げる。

○市町村が地域や学校の実情に応じ、柔軟に学級を編制できるような仕組みの構築

- ・市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、学級を編制する際：

- 都道府県教育委員会が定める学級規模の「基準」について、市町村教育委員会が「従うべきとされている拘束性を緩め、「標準」としての基準とともに、学級編制を行うに当たり、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮することを明記。

- 市町村教育委員会が都道府県教育委員会に協議し、その同意が必要な仕組みを改め、事後届出制とする。

○学級編制に関する市町村教委の主体性を教員定数配分の観点からも担保

- ・都道府県教委が県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数を定める場合の勘案事項として「当該市町村における児童又は生徒の実態、当該市町村が設置する学校の学級編制に係る事情等」を明記。

- ・都道府県教委に対し、市町村教委の意見を十分に尊重することを義務付け

○教職員定数に関する加配事由の追加等

- ・教職員定数の加配措置に係る数については、公立の義務教育諸学校の校長及び当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会の意向を踏まえ、必要かつ十分なものとなるよう努める。

- ・加配事由を拡大し、以下を明記

- 小学校において専門的な知識又は技能に係る教科等に関し専門的な指導が行われる場合

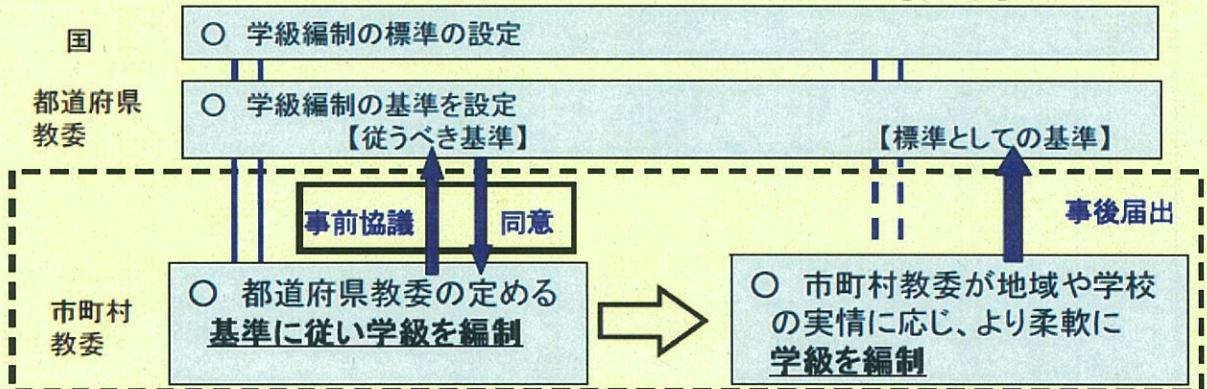
- 障害のある児童生徒に対する特別の指導が行われていることその他障害のある児童生徒に対する指導体制の整備を行うことについて特別の配慮を必要とする事情

等

【学級編制の権限に係る見直しのイメージ】

【改正前】

【改正後】



待機児童解消

- 「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」(2010年11月)に沿って、2011年度から、「待機児童ゼロ計画」を採択された各市区町村に対し、一定の基準を満たした場合に保育所整備の補助率嵩上げなどを実施。

「待機児童解消『先取り』プロジェクト」に参加する自治体の取組

自治体による「待機児童ゼロ計画」の策定

☆ 発想の転換

「後追い」発想：待機児童がいるから保育所を整備する（「後追い」）発想



「先取り」発想：潜在的な保育ニーズを考慮（「先取り」）して待機児童解消を積極的に図る発想

☆ 様々な手段をパッケージで実施

既存の制度に縛られない 「多様で柔軟な保育サービス」 の確保

家庭的保育事業の拡充や、最低基準を満たした認可外保育サービスの拡充などにより、保育サービス量を確保

「場所」の確保

公園、賃貸物件の活用などにより、場所確保を容易にし、特に都市部の一過性の保育ニーズの高まりにも対応

「人材」の確保

研修プログラムの開発や働きやすい環境の整備により、経験を積み、一定の能力を有する保育サービス人材を確保

〔予算額：総額200億円程度（安心こども基金、平成23年度予算）〕

具体的な施策

● 「安心こども基金」（～平成23年度 総額：3,727億円）【うち100億円程度】

● 現物サービスを拡大するための新たな交付金（平成23年度予算 500億円）【うち100億円程度】

①既存の制度に縛られない 「多様で柔軟な保育サービス」の確保

【家庭的保育の拡充】

待機児童の8割以上を占める3歳未満児を中心とした家庭的保育の量的拡充を図る。

・複数の家庭的保育者による家庭的保育事業の実施

（23'予算 交付金500億円の内数）

・家庭的保育を実施する場合の賃借料・改修費等の補助率の引き上げ等

（安心こども基金）

【認定こども園の普及促進等】

幼保一体化の検討も見据え、幼保連携型の認定こども園の量的拡充や幼稚園での預かり保育の拡充を図る。

・幼保連携型認定こども園の定員引き下げ

・幼稚園での預かり保育の拡充

（23'予算 私学助成：34億円）

【最低基準を満たす認可外保育施設への公費助成】

新システムでの客観的な基準に基づく指定制の導入を見据え、最低基準を満たす質の確保された認可外保育施設を前倒しで公費助成の対象とする。

（23'予算 交付金500億円の内数）

など

②「場所」の確保

【保育所分園整備や家庭的保育実施の建物の確保】

公共施設（庁舎、学校等）などの既存の建物の余裕スペースを活用し、速効性をもって保育所や家庭的保育等の量的拡充を図る。

・賃貸物件の活用（待機児童の多い自治体への整備費の補助要件緩和）（安心こども基金）

・既存のビルの空きスペース等の活用（認可保育所の屋外階段設置基準の緩和）

・家庭的保育を実施する場合の賃借料・改修費等の補助率の引き上げ等（再掲）（安心こども基金）

【保育所整備等のための土地の確保】

都市部における土地確保を後押しするため、公有地や私有地の活用を促進する。

・土地借料の補助の創設 ※賃貸物件は除外（安心こども基金）

・公園用地の活用

など

③「人材」の確保

【短時間勤務保育士を活用したローテーション】

短時間勤務保育士の活用は既に認められていることを地方自治体に周知を図る。

【保育を担う潜在的な人材の掘り起こし・再教育】

（23'予算 委託費0.2億円）

・研修プログラムの開発、研修会等の実施

【保育労務環境改善に向けた取組】

業務改善マニュアルにより現場のムリ・ムダ・ムラの改善を促進。よりよい労務環境整備により人材確保を側面的に促す。

（23'予算 19億円の内数）

【保育サービスにおける事故等を踏まえたノウハウの構築】

過去の保育サービスにおける事故等を収集・分析し、事故等を未然に予防するためのノウハウを確立。保育従事者の人材育成等に役立てる。

（23'予算 19億円の内数）

など

「新しい公共」を支える寄附税制の拡充等

○認定NPO法人等への寄附金に係る税制優遇措置を拡充、認定NPO法人の認定要件を緩和等（2011年度税制改正）。認定事務を法人や市民に身近な地方団体へ移管することや仮認定制度の導入といった事項を主な内容とする改正NPO法が成立（2011年6月）。

概要

1. 「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」による改正

- 認定NPO法人への寄附について、「寄附金額－2千円」の40%相当額の所得税の税額控除を導入（個人住民税と合わせて50%）。一定の要件を満たす公益社団・財団法人等への寄附についても同様の税額控除制度を導入。
(注) 平成23年分以後の所得税について適用する。

2. 「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」による改正

- 認定NPO法人以外のNPO法人への寄附であっても、地方団体が条例において個別に指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることができるよう措置。
- 個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を5千円から2千円に引き下げる。
(注) 以上の改正は、平成24年度分以後の個人住民税について適用する。（平成23年中の寄附から対象）

3. 「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」の概要

○認証制度の見直し

- ・認証制度の柔軟化及び簡素化
- ・認証法人に対する信頼性向上のための措置の拡充（認証後未登記団体の認証取消し等）等

○財政基盤確立のための措置

- ・新認定制度の創設（認定事務を法人や市民に身近な地方団体へ移管）
- ・仮認定制度の導入（設立初期のNPO法人の活動を支援するため、設立後5年以内のNPO法人は、PST要件を免除した仮認定を受けることが可能に。なお、改正NPO法施行後の3年間は、設立5年以上の法人についても仮認定を受けられる経過措置が設けられている。）等

寄附税制に係る改正等案について

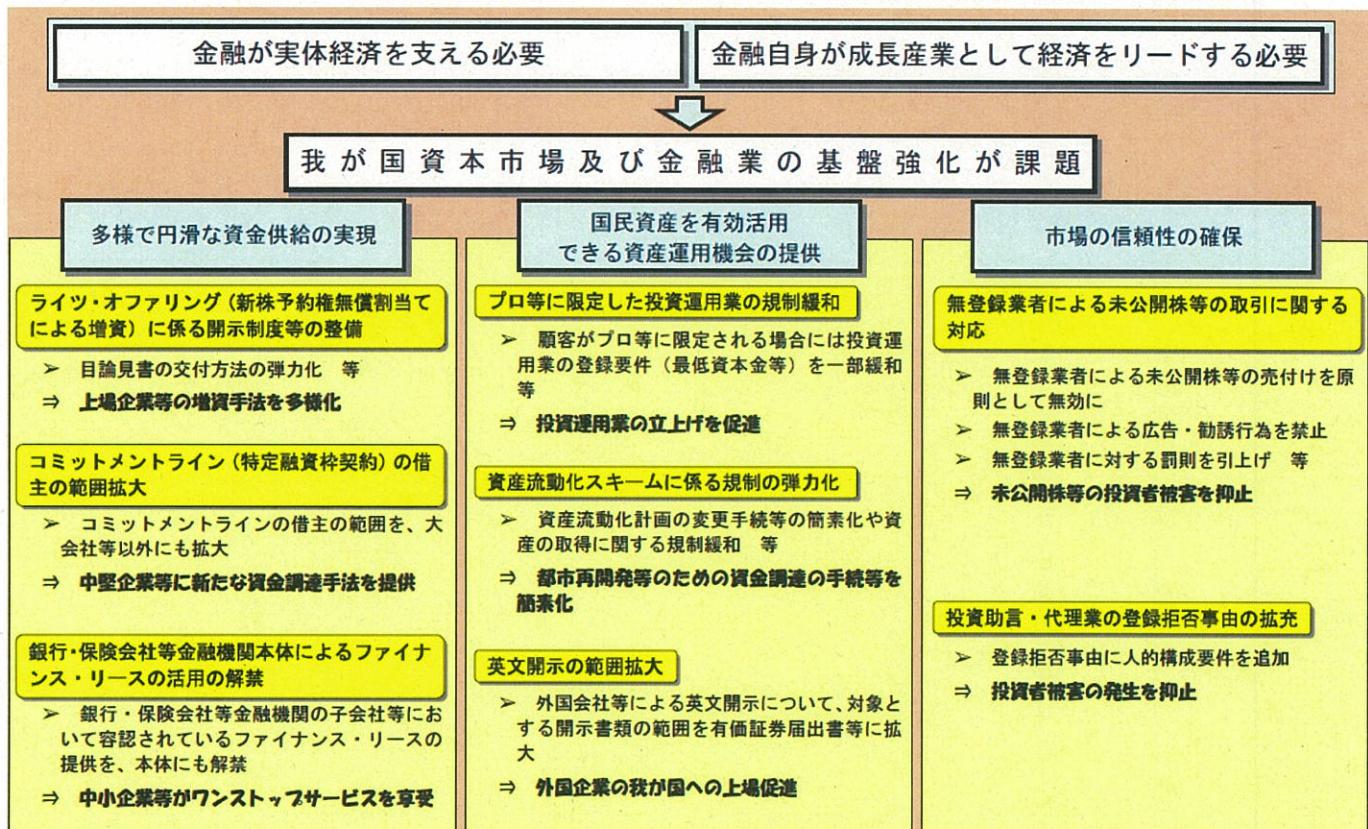
(税法の改正)		22年度	23年度	24年度
(1) 寄附金控除の見直し（平成23年分から適用）				
認定NPO法人に対する寄附控除	所徴税：税額控除 個人住民税：税額控除（最大10%）		所徴税：税額控除（「寄附金額－2千円」の40%又は 所徴控除 左記に加え、一定の要件を満たした公益社団・財団法人・学校法人・社会福祉法人・更生保護法人は、税額控除	左記に同様
認定NPO法人以外に対する寄附控除	特定公益増進法人等について所徴控除			
(2) 認定要件の見直し（施行日：現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律の公布日）（注1）				
PST（アブリック・サポート・テスト）要件	税収入に占める寄附金等の割合が5分の1以上（暫定措置）	5分の1以上（現行化）又は年3,000円以上の寄附収入 平均100人以上		左記に同様 （（4）の新たな認定制度へ移行）
自治体による法人の指定の仕組み	なし	自己が各市町村別に指定した 内に事業所のある法人について PST要件を免除		
(3) 地域において活動するNPO法人等の支援（個人住民税）（平成23年中の寄附金から対象）（平成24年度分の個人住民税から適用）				
控除対象寄附金の拡大	認定NPO法人に対する寄附金の中から都道府県・市区町村が条例で指定	認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金についても、都道府県・市区町村が条例で個別に指定可能に		左記に同様
地方団体によるNPOの支援（ふるさと寄附金の活用）	特定のNPO法人等への助成を希望した地方団体に対する寄附金の取り扱いが不明確	取り扱いを明確化（原則としてふるさと寄附金に該当することとする） ※平成22年12月に通知を発出済み	2,000円に引き下げる	
寄附金税額控除の適用下限額の引上げ	5,000円			
(NPO法の改正)		22年度	23年度	24年度
(4) 新たな認定制度（平成24年度から開始）				
認定機関	（国税庁が認定）	（国税庁が認定）		NPO法人を認定した地方団体が認定（注2）（注3）
法人のスタートアップの支援の仕組み	（なし）	（なし）		仮認定制度（設立5年以内の法人が1度だけ利用可、PST要件以外を満たせば、3年間寄附金控除の対象）を導入（注4）
監督規定	（直ちに認定取り消し）	（直ちに認定取り消し）		段階的な監督規定

(注1)上記に掲げる措置のほか、適切な税制上の事後的正を確保する観点から、認定NPO法人のみなみ寄附金について、認定取消しがあった場合には取扱いを行なう。
(注2)併せて、2以上の都道府県に事務所を設置する法人の都道府県内都道府県から生じた事務所の所在する都道府県に移管する。
(注3)地域におけるNPOの支援のための助成を希望した地方団体に対する寄附金の取り扱いが不明確な場合は、都道府県から指定都市に認証事務が移管される。
(注4)改正NPO法施行後の3年間は、設立5年以上的法人についても仮認定を受けられる経過措置が設けられている。

資本市場及び金融業の基盤強化（金融商品取引法等の改正）

○外国企業等による英文開示の範囲拡大等の新成長戦略における各種施策を実施する、「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立（2011年5月）

「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」の概要



企業結合規制の見直し

○企業結合審査の迅速性・透明性を高める等の観点からの見直しを実施(2011年7月から施行予定)

- ① 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則」の一部改正、②「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」の廃止及び「企業結合審査の手続に関する対応方針」の策定、③「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」の一部改正を実施（23年7月1日から施行）

企業結合規制（審査手続及び審査基準）の見直しの結果

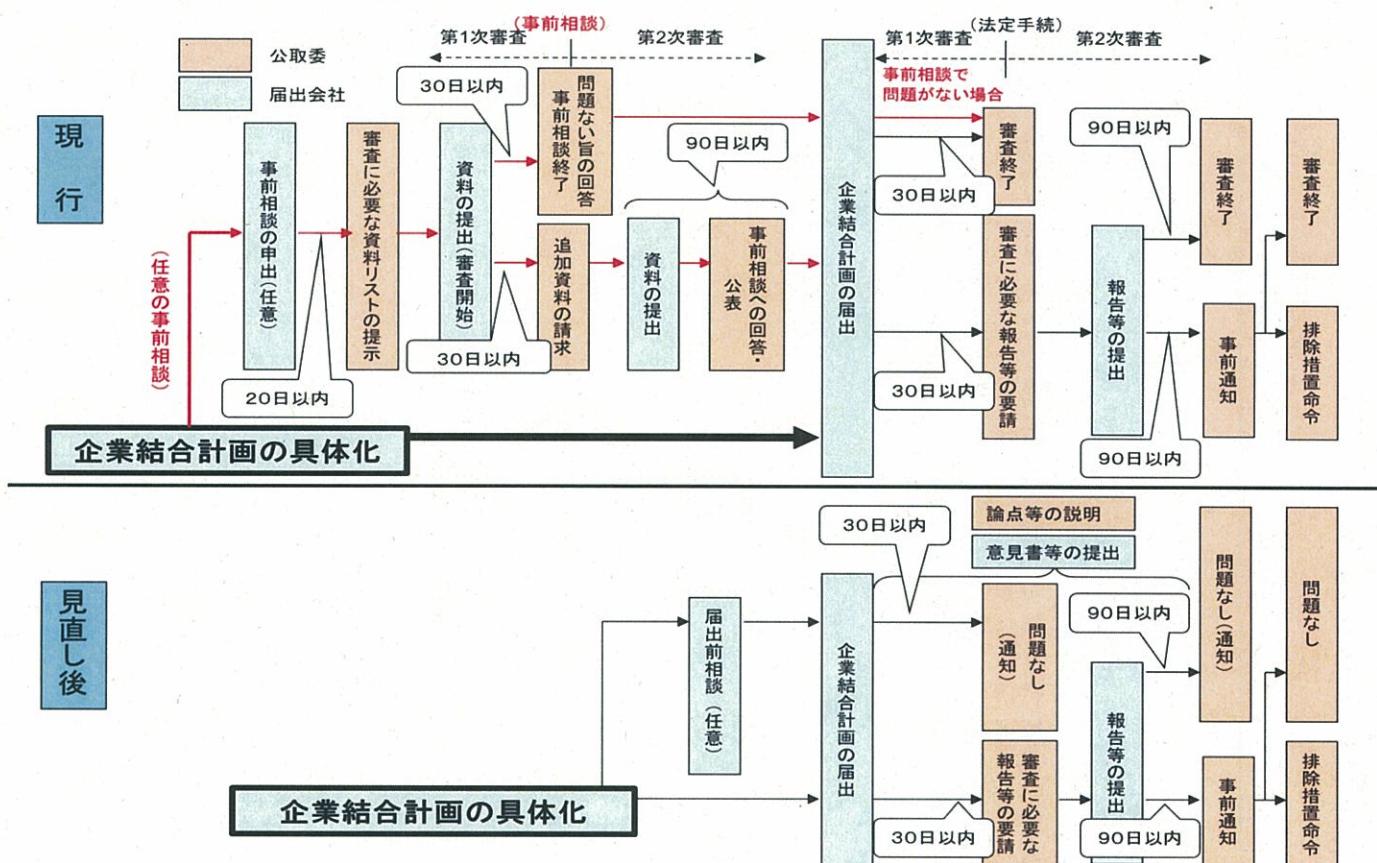
○審査手続関係

- ・事前相談制度の廃止
- ・届出会社と公取委とのコミュニケーションの充実
- ・企業結合審査の結果の届出会社への通知
- ・企業結合審査の結果の公表

○審査基準関係

- ・企業結合審査の対象とならない場合を明確化
- ・世界市場・東アジア市場を認定する場合の例示を追加
- ・現在輸入が行われているかどうかにかかわらず、輸入圧力を評価することを明示 等

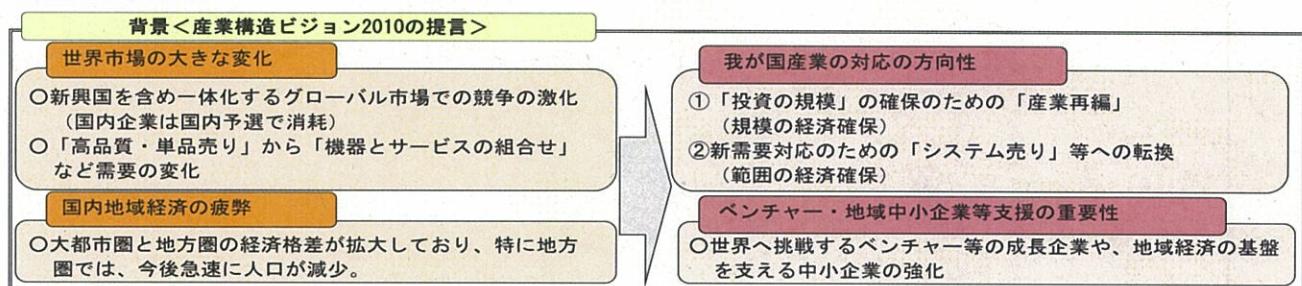
＜見直し後の審査手続の流れ＞



**「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部
を改正する法律」の概要**

- 国際競争力の強化を目指した民主導の戦略的な産業再編の促進等を行う「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律」が成立（2011年5月）

背景



概要

☆産業再編等の重要性を踏まえた 基本指針・事業分野別指針の整備				
組織再編支援① (公取委関連)	組織再編支援② (会社法関連等)	資金調達支援	ベンチャー等の 成長企業による 新事業展開等支援	地域中小企業の 事業引継ぎ円滑化支 援
・事業統合の迅速化を図 るため、公正取引委員 会との関係を強化	・自社株対価の株式公開 買付けの促進、完全子 会社化手続の円滑化の ための会社法特例	・長期資金の調達支援 のためのTwo-step loan(二段階融資)の 創設	・ベンチャー・中堅企業等 の成長企業が自社開 発した新商品の生産 設備投資資金の調達 支援(債務保証)	・事業の引継ぎを希望す る企業どうしの引合せ、 事業を引き継ぐ中小企 業に対する金融面等の 支援

効果

【基本指針・事業分野別指針の整備】

☆我が国産業の国際競争力強化の観点から産業政策と競争政策の連携強化。

☆完全子会社化に必要な期間を3ヶ月程度短縮。

☆国際競争力強化のための再編に必要な100億円の長期資金を供給。

【ベンチャー・地域中小企業等支援】

☆新規株式公開市場が冷え込む中、次世代を牽引する世界で通用するベンチャー企業を育成。

☆地域経済を支える人材、技術等の有効活用を通じた地域中小企業の体质改善、強化